

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和 2 年 12 月 18 日

全国健康保険協会高知支部
支部長 小松 誠昭

1. 調達内容

(1) 調達件名

令和 3 年度生活習慣病予防健診等受診勧奨及び保健指導案内に使用する印刷物作製業務委託

(2) 仕様等

仕様書による。

(3) 履行期限

令和 3 年 3 月 31 日 (水)

(4) 見積競争方法

見積金額は納品までに要する一切の諸経費を含めた総価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。落札決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって落札判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（税抜額）を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 当該案件を仕様書どおり確実に履行可能な者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書等に関する問い合わせ先

〒780-8501 高知県高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 7 階
全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ 担当：木下
電話 088-820-6012

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

〒780-8501 高知県高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 7 階

全国健康保険協会高知支部 保健グループ 担当：柴岡
電話 088-820-6020

(3) 仕様書等の配布方法

本公告の日から提出期限まで上記(1)にて交付する。

(4) 提出期限及び場所

日 時 令和3年1月14日(木) 午前11時必着
場 所 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル7階
全国健康保険協会高知支部 企画総務グループ 担当：木下
提出方法 直接提出(持参)または郵送

4. その他

- (1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印のうえ全国健康保険協会高知支部宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (2) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (3) 決定業者には別途連絡することとする。
- (4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約保証金：全額免除とする。
- (6) 契約書作成の要否：要

以上、公告する。

【参考】全国健康保険協会会計細則(一部抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関

して不正の行為をした者

- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。